

群馬県谷川岳遭難防止条例に基づく登山届提出のオンライン化について

群馬県谷川岳遭難防止条例では、遭難事故を未然に防止するため、3月1日から11月30日までの期間に谷川岳危険地区に登山する場合、谷川岳登山指導センターに登山届等の提出を義務づけています。

今回、登山届の提出方法について、従来の書面による提出に加え、オンラインによる提出も可能とします。

1 提出方法

【変更前】

登山する日の10日前までに、谷川岳登山指導センターに「登山届」を書面で提出

【変更後】

従来の方法に加え、オンライン（アプリ・WEBサイト「Compass（コンパス）」で提出

※山岳団体の会員が提出する「登山計画書」の提出方法は従来どおり書面による提出となります。

※谷川岳危険地区以外の一般登山コースに登山する場合は、事前に「登山カード」等を書面又はオンラインで群馬県警察等に提出してください。

2 システム運用開始日

令和7年4月15日

3 オンライン化による効果

- ・登山者の利便性向上により、登山届の提出率向上が期待されます。
- ・事前に登山計画を立てる登山者が増加し、遭難事故の防止につながります。